

市民オンブズマンわかやま

ニュース NO96

発行責任者 畑中 正好

発行日 2013年3月18日

連絡先 和歌山市十二番丁10番地 和歌山合同法律事務所内

TEL 073-433-2241 FAX 073-433-2767

http://www.naxnet.or.jp/~wa_obz/ Eメール wa_obz@naxnet.or.jp

県議政調費返還請求住民訴訟・判決

県議39人の支出計7797万円が違法



返還請求するよう仁坂知事に命じる

1月29日にあった県議らの政務調査費返還請求住民訴訟の和歌山地裁判決は、仁坂知事に対し、当時の県議39人（既に死亡の議員はその相続人）に計7797万円の返還請求するよう命じました。しかし、仁坂知事が、この判決を不服として控訴したことから、引き続き大阪高裁で審理が継続されます。

07年に提訴したこの住民訴訟は、私たちが、仁坂吉伸知事に対し、03～05年度（大沢議員のみ02年度の一部を含む）に県議40人に支給された政務調査費のうち事務費、事務所費、人件費に支出した計約1億5200万円について支出した当時の県議らに返還請求するよう求めていた裁判です。

判決は、そのうち、当時の県議39人（既に死亡の議員はその相続人）の支出計7797万円が違法であると断じ返還請求するよう仁坂知事に命じました。支出の違法について判決は、各議員の事務所その他の目的との併用状況に依り、按分割合を認定して、その按分

割合をこえる部分の支出を違法としました。また、①浅井議員の同議員が代表者を務める（株）浅井への事務所賃借料計105万円の支出は、実質的に浅井議員の利益になっており、調査研究の経費とは認められない、②宇治田議員のパソコン等購入代計約23万円の支出は、同県議が和歌山市長選挙への立候補の表明後、県議を辞職する直前になされており、社会通念上相当なものとは認められない、③木下議

員の7406通分の郵便代金約41万円の支出は、同県議が橋本市長選挙に立候補を表明する前3ヶ月以内の支出であるから、選挙活動のものであって調査研究の経費とは認められない、かつ、パソコン、ファックス機などの購入代計約18万円の支出は、同県議が橋本市長選挙への立候補の表明後に購入したものであるから、社会通念上相当なものとは認められない、④新田議員のノートパソコン購入代約19万円の支出は、2台目の購入であるところ1台目の購入から4ヶ月後に購入したものであり、調査研究のための経費とは認められない、などとこれらの支出を違法とした。



判決を深める・県議・政調費返還請求住民訴訟

知事の控訴、県民の利益に反する

阪谷 約7797万円の支出が違法であるとした1月29日の県議政務調査費返還請求住民訴訟の判決は、

率直に喜べる判決でしょうか。畑中さん。



返還命令

請求額の約半額

畑中 ええ。市民の方からもよくやってくれたという声が多数寄せられています。支出額約1億5200万円の半額が違法と認められたのですから、率直に喜びましょう。追及の成果です。

井上 しかし、仁坂知事は、その判決を不服として早々と控訴しましたが、知事が控訴するのはおかしいと思いませんか、みなさん。

阪谷 なるほど。知事という立場から考えれば、そういうことが言えますね。畑中 市民の方から、そういう声が届いています。

井上 それに、控訴は、制度上、できるとしても、一番の判決に服するかどうかは、知事の姿勢です。

従えば、約計7797万円が県議に請求できるのです。それを控訴して減額させようと言うのですから、県民の利益に反するじゃ、ないですか。

迫間 県議らが承知しなかったのでは？

井上 だってしても納得がいきません。やはり、知事の姿勢が問われることだと思えます。今からでも、控訴を取り下げて、県議らに返還を求め

るべきです。まった



違法な支出は

全員に及ぶ

阪谷 井上さんのお怒りはごもっともですが、そのことはさておき、判決内容に議論を移しませんか。

井上 私も原告の一人でしたから、裁判所に行き、法廷で判決を聞き、阪本弁護士や畑中さんらと共に

記者会見にも臨みました。判決文は、約500ページにも及ぶ膨大なものでした。阪谷 それは、読むだけでもたいへんだ。畑中 ええ、読む気が引けてしまいかねない分量ですが、当会のホームページにアップしますので、是非、ご覧下さい。

迫間 判決は、03、05年度(大沢議員のみ02年度の一部を含む)当時の議員39人に返還請求するよう命じていると聞きました。畑中 はい、そうです。迫間 たしか、裁判のテーブルに乗っていた議員数は40人あったのではないですか。畑中 そうですが、返還請求が命じられていない議員が一人いたからです。井上 山下直也議員が



その一人でした。

畑中 とは言うものの

山下議員の支出にま
ったく問題がなかっ

違法支出

たと言うことではあ
りません。

阪谷 えっ、それはど
ういうことですか。

祝儀袋 ポチ袋 のし袋 香典袋等 の購入代

の購入代

畑中 山下直也議員は、

木材、祝儀袋、色紙、
金封、年賀はがきな
どを政務調査費で購
入しており、それら
への支出は違法であ
ると指摘されていま
す。

迫間 祝儀袋や金封を
政務調査費で購入し
ていたのですか。

畑中 ええ。

井上 別の議員ですが、
香典袋もありました。
畑中 ありましたね。
祝儀袋や金封以外に、

祝儀袋や金封以外に、

外にも、ですか。

畑中 そうです。須川
倍行議員、新島雄議
員、松本貞次議員、
山田正彦議員らが購
入していました。

井上 公金で購入でき
るものではないとは思
わないのだろうか、
それらの議員は。

違法支出

年賀はがき

暑中見舞はがき等

の購入代



畑中 年賀や暑中はが
きを購入していた議
員は、その他には玉
置公良議員、中村裕
一議員、松本貞次議
員です。それに野見
山海議員は、慶弔用
の切手あるいはハガ
キを購入してしまし
た。

井上 よく、まあー。
畑中 問題のあるのは、
それだけではありません。
せん。

阪谷 と言うと。

畑中 「毛髪活性剤」
や「歯磨き粉」、「電
動歯ブラシの交換用
替え歯ブラシ」を購

阪谷 山下直也議員は、

祝儀袋以外に年賀は
がきを購入している
ようですが、年賀状

は出すことが禁止さ
れていませんでした
か。

畑中 そうです。年賀

違法支出

毛髪活性剤 歯磨き粉 モンキーレンチ 電動歯ブラシの替ブラシ等 私生活品購入代

入っていた議員がありました。

井上 私生活品じゃないですか、それらは。

畑中 ですね。それを、政務調査費で買っていたとは。だから第二の報酬化しているというのですよ。

迫間 「毛髪活性剤」はひどすぎます。誰ですか？

畑中 前川勝久議員です。「歯磨き粉」も前川議員です。それ以外にも、「モンキーレンチ」もです。また、ガムとともに購入した模造紙、ポスターカラーなどは、子供

の学用品と認められると指摘されています。

ましたね。畑中さん。畑中 ありました。花田健吉議員です。「Shall We Dance?」

迫間 「電動歯ブラシの交換用替え歯ブラシ」は誰ですか？

畑中 新島雄議員です。井上 DVDを購入していた議員もあり

畑中 家族の携帯電話の使用料金を政務調査費で支払っていた議員がありました。井上 なんと。阪谷 それもひどい、

「ファミ割」の

家族携帯料金

違法

畑中 家族の携帯電話の使用料金を政務調査費で支払っていた議員がありました。

私の流用と言うべきじゃないですか。

畑中 携帯電話の通話料金の支払いに「ファミリ割引」という制度があるでしょう。

確か。

畑中 娯楽映画を政務調査費で購入していたのだから、あきれます。

迫間 これで控訴するかな。まずは、襟を正さざるべきでは。

畑中 まだまだ、あります。

迫間 えー、まだあるのですか。



畑中 そうです。それを逆から言えば、支払の明細書に「ファミリ割引」の設定のある2、3台目の携帯電話は、家族の携帯電話ということになります。

迫間 なるほど。

井上 判決はそれを指摘しているのですか。

畑中 そうです。

阪谷 すごい洞察力ですね。

畑中 ですね。

迫間 で、誰ですか、家族の携帯電話の使用料金を政務調査費で支払っていたのは？

畑中 尾崎要二議員と、門三佐博議員、谷洋

一議員の3人です。

尾崎議員と谷議員は2台分、門議員は1台分の家族の携帯使用分を政務調査費で支払っていました。

井上 私的への支出が一部でも明らかになれば、その全額を返還させるようなペナルティが必要じゃないですか。

阪谷 言えます。それぐらいの厳しさがないと、不正な支出が無くならないと、私も思います。

畑中 私的と言えば、実質的に議員の利益になっていると言う判断がされている支出がありました。

井上 してき（私的）のしてき（指摘）、ですか。

阪谷 ダジャレを言っている場合じゃないですよ。井上さん。





賃借料の支払いが議員の利益になっているとされた(株)浅井の建物。

質実の支払 議員の利益

議員 代表者
妻と子 取締役
母が 監査役
の(株)浅井への賃借料



迫間 で、パソコン等は何時購入していたのですか？
畑中 1月19日に購入していました。
井上 立候補の表明の前後は、選挙活動をしていないはずがない。
迫間 パソコン等の購入日は？

畑中 妻への雇用代の支払いも議員の利益になっていると、私は思うのですが、その点は否定されました。
井上 耐用年数が相当期間ある事務機器を辞職直前に購入するのは、政務調査費を
畑中 まず、宇治田栄蔵議員です。
迫間 で、誰が？
畑中 そうです。宇治田議員は、立候補の表明を05年11月11日に行い、翌年3月17日に県議を辞職しました。

迫間 次の二人目は？
畑中 木下義之議員です。
阪谷 現在、橋本市の市長をされている方ですね。
畑中 そうです。その橋本市長選挙に出るため、立候補の表明をしたのが、05年3月28日でした。

畑中 実質的に議員の利益になっていると判断されている支出は、浅井議員の事務所賃借料の支払いです。
迫間 その支払いがどうして？
畑中 賃借料の支払先が建物所有する(株)浅井になっているのですが、その会社の代表取締役が浅井議員

員であり、議員の妻と子が取締役、母が監査役という会社であるから、その会社への支払は、実質的に議員の利益になっている、と判断しています。
阪谷 適切ですよ、その判断。

井上 私もそう思います。妻の雇用代は、市民感覚からすれば、議員の利益になっていると言うべき畑中 そうでした。つ
ですよ。夫婦の財布は一緒なのですから。
阪谷 判決批判は、別の機会にしませんか。
畑中 そうでした。つ

辞職直前等の パソコン等購入代認めず



い……。畑中 その点、判決は、立候補表明前3ヶ月は選挙活動をしていると認定しました。
阪谷 立候補の表明は、また、近々に県議を辞めますよ、と表明しているようなものですから、表明後は、相当長期間使用できる事務機器等を政務調査費で購入はするべきではない。
井上 まあ、非常識だな。
迫間 次は？
畑中 木下義之議員です。

畑中 4月22日です。畑中 それらについて
井上 それも非常識だ 判決は、社会通念上
な。 相当なものとは認め
られないとして違法
としました。

4ヶ月後の2台目の購入

ノートパソコン代認めず

井上 4ヶ月後に購入 畑中 はい。そのよう
した2台目のノート な購入をしていたの
パソコン購入代への は、新田和弘議員で
支出も違法としてい す。
た、ですね。



返還命令額ワースト1位 向井議員499万円

阪谷 さて、畑中さん、畑中 と言うことにな
返還請求せよと知事 ります。次いで、約
に命令されている各 482万円の大沢議
議員の返還請求額で 員、その次が479
すが、金額の最高額 万円の井出議員と続
を伺います。 きます。

畑中 最高額は、約4 阪谷 いずれも5000
99万円だった向井 万円近い金額ですね。
議員です。 畑中 ええ、400万
井上 それは金額のワ 円台は先のワースト
ースト1位ですね。 スリーに、約439

万円の阪部議員を加
えた4人です。
井上 300万円台も
4人ありました。
畑中次ページに返還請
求命令額の一覧表を
掲載していますので、
それも参考にして下
さい。

第17回定期総会のご案内

第17回定期総会を下記のとおり行いますので、是非、こぞってご
参加下さい。

日 時 4月24日(水) PM6時～

場 所 和歌山合同法律事務所 会議室



消失証拠、裏付けないと認めず

阪部議員に支出額全額返還命令

阪谷 ところで、阪部

菊雄議員は、支出額

の全額の返還が言わ

れているとか聞きま

したが、ほんとうで

すか。

井上 そのようですよ。

支出額に対する返還

命令額が100%

畑中 阪部議員は、証

拠書類を焼失したと

いうことで、提出し

なかったのですが、

これについて判決は、

裏付けがないとした

のです。

阪谷 判決が、議員の

陳述以外の支出の裏

阪谷 違法の認定の判

付けを求めている点

は、評価できますね。

畑中 ええ、私もそう

思います。

事務所の併用状況に応じ

按分割合を採用



井上 按分が随所にて

てきますが、それは、

どのような考えから、

ですか？

畑中 使途基準には、

按分の規定はありま

せん。しかし、判決

は、「ある支出が調査

断基準は。

畑中 県の規程に規定

されている「使途基

準」に適合するかど

うかによって判断す

べきである、として

います。

費を支出すべきでは

ないから、社会通念

上相当な割合によっ

て按分した額に支出

できる」としました。

迫間 えっ、それは、

どういうことですか。

畑中 例えば、事務所

に調査研究用と後援

会、政党支部の事務

所の設置が認められ

る場合には、その事

務所費用の3の1ま

では違法ではなく、

それを超える部分が

違法ということです。

井上 それを広く認め

ているようですね、

判決は。

阪谷 県が控訴しまし

たが、こちらから、

控訴しませんでした

ね。それは、どうし

てですか？

畑中 是正、早期の是

正を望んだからです。

阪谷 そうでしたか。

畑中 しかし、控訴さ

れた以上、控訴審で

は附帯控訴も行い、

しっかりと対応する

つもりです。

阪谷 分かりました。

それでは、本日はこ

の辺で終了とします。

返還命令額順位表

順位	議員名	返還請求額
1	向井 嘉久藏	4,995,947
2	大沢 広太郎	4,824,624
3	井出 益弘	4,792,921
4	阪部 菊雄	4,394,000
5	花田 健吉	3,989,183
6	野見山 海	3,612,051
7	浅井 修一郎	3,589,963
8	小川 武	3,106,353
9	平越 孝哉	2,622,557
10	谷 洋一	2,521,814
11	前芝 雅嗣	2,516,197
12	前川 勝久	2,505,483
13	藤山 将材	2,242,605
14	門 三佐博	2,126,593
15	中村 裕一	2,075,750
16	木下 善之	1,955,546
17	山田 正彦	1,830,570
18	浦口 高典	1,826,113
19	森 正樹	1,791,701
20	和田 正人	1,752,634
21	江上柳助相続人 3人	1,702,937
22	吉井 和視	1,652,436
23	下川 俊樹	1,580,301
24	尾崎 太郎	1,550,000
25	尾崎 要二	1,495,748
26	玉置 公良	1,410,191
27	角田 秀樹	1,331,687
28	長坂 隆司	1,302,540
29	東 幸司	1,083,905
30	坂本 登	1,015,699
31	須川 倍行	1,012,659
32	飯田 敬文	849,351
33	新田 和弘	836,006
34	山下 大輔	621,729
35	松本 貞次	457,769
36	新島 雄	317,391
37	富安 民浩	259,498
38	町田 亘	220,465
39	宇治田栄蔵	201,990
40	山下 直也	0
	計	77,974,907



当面の予定

3月18日 PM 4:00～
ニュース発送作業日
3月27日 AM 11:00～
第6回全員会議
4月24日 PM 6:00～
第17回定期総会
4月30日 PM 4:00～
編集会議
5月10日 PM 1:30～
県議政務調査費違法支出金返
還請求住民訴訟の裁判(2件目)
5月13日 PM 4:00～
ニュース発送作業日
5月22日 AM 11:00～
第1回全員会議

裁判情報

県議・政務調査費違法支出金 返還請求住民訴訟(2件目裁 判)

裁判は、2月26日に行われました。県側
が、準備中であり、少し期間が必要である
ということから次回に。

今回は、5月10日 PM 1時30分からで
す。



次回会員会議のご案内

日 時 3月27日(水)午後6時～

場 所 和歌山合同法律事務所・会議室

こぞってご参加下さい